

中小企業等経営強化法における 事業分野別指針及び経営力向上計画の概要

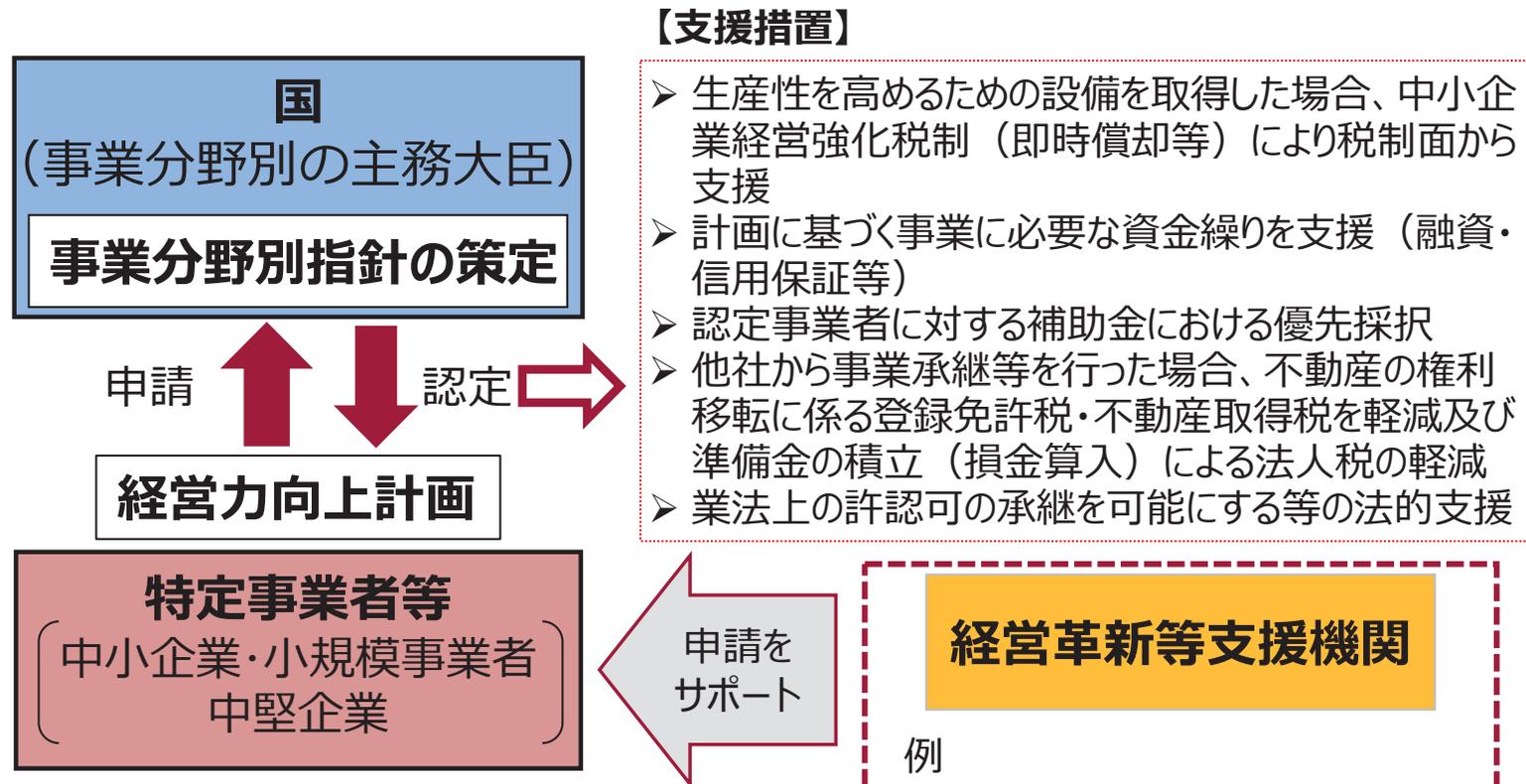
経済産業省

中小企業庁事業環境部企画課

令和3年8月6日

制度の概要

- 「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることが可能。
- 事業所管大臣が、①基本方針（厚生労働省・経済産業省告示）に基づいて事業分野別指針を定め、②当該指針に基づき、各事業者から申請された計画を認定する。



※特定事業者等：令和3年の産業競争力強化法等の一部改正に伴い、経営力向上計画の認定対象が中小企業者等（資本金額10億円以下又は従業員数2000人以下）から特定事業者等（従業員数2000人以下）に変更。

関西広域連合の御意見

経営力向上計画に関する事業分野別指針の策定権限

- 中小企業の成長は地方の雇用や人口移動に密接に関連している。関西の中小企業の成長を促進することにより関西における就職・人口定着を図るため、関西広域連合において事業分野別指針を策定するとともに、経営力向上計画の認定を行うことを求めるもの。
- 国が全国一律に策定している事業分野別指針が地域の特性を考慮するものとなれば、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力がより効果的に強化できるのではないか。
- 東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏を形成。当広域連合は、関西共通の事業分野別指針の策定が可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切。

同計画に係る認定権限

- 事業分野別指針の策定から経営力向上計画の認定までを一連のものとして行うことにより、地域での一体的・総合的な企画・執行が可能となる。

〔平成29年に経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、本提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なる。〕

業種別分野指針の策定

- 国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性向上（「経営力向上」）の方法等を示した事業分野別の指針を策定。
- 指針の策定にあたっては、**個別の事業分野に知見のある者（主に各業界団体）から意見を聴きつつ**、経営力向上に係る優良事例を事業分野別指針に反映。

【中小企業等経営強化法（抜粋）】

（事業分野別指針）

第十六条 主務大臣は、基本方針に基づき、所管に係る事業分野のうち、中小企業者等の経営力向上が特に必要と認められる事業分野を指定し、当該事業分野に係る経営力向上に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別指針においては、第三条第二項第二号ロ及びハ（４）から（６）までに掲げる事項に関し、当該事業分野における経営資源を高度に利用する方法の導入の方法その他の当該事業分野における経営力向上に必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、事業者を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、事業分野別指針を変更するものとする。

4 **主務大臣は、事業分野別指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該事業分野についての専門家その他の関係者の意見を聴くものとする。**

5 主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

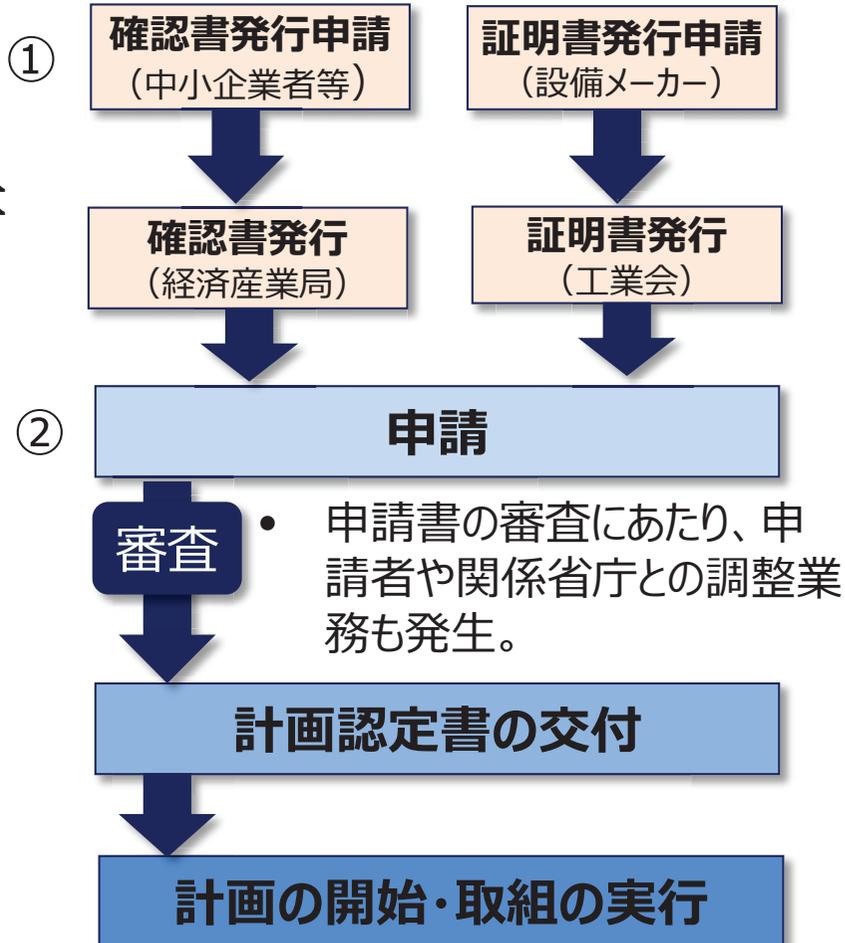
【事業分野別指針（21分野）と所管省庁】

製造、卸・小売、石油卸・燃料小売、学習塾	経産省
旅館、貨物自動車運送、船舶、自動車整備、建設、不動産、旅客自動車運送事業	国交省
外食・中食、旅館(再)、医療、介護、保育、障害福祉、職業紹介事業・労働者派遣事業	厚労省
外食・中食(再)	農水省
CATV、電気通信、地上基幹放送	総務省

※事業分野別指針が策定されていない分野においては基本方針に基づいて申請が可能。

経営力向上計画認定の審査

- 申請者は、
 - ①（設備投資減税を受ける場合は）まず、対象設備の確認書等を経済産業局又は工業会に申請・取得
 - ②各事業所管省庁に計画申請書を提出。（上記減税を受ける場合は確認書を添付）
- 計画の認定／不認定については、標準処理期間30日（複数省庁にまたがる場合は45日）で判断。



申請書の記載事項

1. 名称等（事業者名、代表者氏名等）
2. 事業分野と事業分野別指針名
3. 実施時期
4. 現状認識（自社の事業概要、対象とする顧客・市場の動向、競合の動向、自社の経営状況）
5. 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標
6. 経営力向上の内容
 - (1) 現に有する経営資源を利用する取組
 - (2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組
7. 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
8. 経営力向上設備等の種類
9. 特定許認可等に基づく被承継等中小企業等の地位
10. 事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容
11. 事業又は資産の譲受けにより、譲受け又は取得を予定している不動産の内容

計画認定の件数

○平成28年7月1日～令和3年3月末（約4年9ヶ月）で、120,131件を新規認定。

○うち、関西広域連合構成府県においては、合計25,292件。

←月440件以上のペースで認定。（ただし、計画変更に関する審査も別途必要）

■新規申請件数

	H28年度 (H28.7～)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
全国	18,242	33,972	32,452	18,640	16,825	120,131
関西広域連合 合計	3,906	7,116	6,713	4,124	3,433	25,292
割合	21%	21%	21%	22%	20%	21%

■参考：業種別新規申請件数

製造業	45,293件	不動産業, 物品賃貸業	1,504件
卸・小売業	10,458件	農業・林業	3,682件
建設業	29,874件	運輸業, 郵便業	1,538件
サービス業(他に分類されないもの)	4,920件	鉱業, 採石業, 砂利採取業	551件
医療, 福祉業	6,331件	教育, 学習支援業	485件
電気・ガス・熱供給・水道業	3,914件	漁業	211件
情報通信業	1,795件	金融業, 保険業	34件
学術研究, 専門・技術サービス業	4,502件	複合サービス事業	10件
生活関連サービス業, 娯楽業	2,553件	分類不能の産業	1件
宿泊業, 飲食サービス業	2,475件		

■参考：業種別新規申請件数

- 北海道：5,862件
- 東北：7,327件
- 関東：39,611件
- 中部：16,829件
- 近畿：24,756件
- 中国：8,128件
- 四国：5,019件
- 九州・沖縄：12,599件

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案 に対する附帯決議（抜粋）

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 衆議院経済産業省委員会 平成28年5月20日（抜粋）

- 一 事業分野別指針については、中小企業を取り巻く経営環境が時々刻々と変化することに鑑み、関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたP D C Aサイクルを実効性ある形で確立し、中小企業・小規模事業者、中堅企業の経営力向上に資する最新かつ最良の情報が盛り込まれた指針を提供し続けるよう努めること。

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議 参議院経済産業省委員会 平成28年4月14日（抜粋）

- 一 事業分野別指針の策定に当たっては、関係省庁が効果的な連携をして、事業者団体や事業者組合等の協力を得ながら、優良事例を収集し、経営の強化の方向性を分かりやすく示すとともに、P D C Aサイクルを実効性ある形で確立し、中小企業・小規模事業者、中堅企業の経営力向上に資するよう努めること。また、事業分野別指針が策定されていない事業分野の事業者については、基本方針に基づいて、経営力向上計画を申請し、認定を受けることが可能であることを周知徹底すること。

経営力向上計画の電子申請について

- 令和2年4月より、経営力向上計画申請プラットフォームにて経済産業省他（※）で電子申請対応を開始。
※経済産業省、国土交通省、農林水産省、厚生労働省（令和2年10月より）、環境省及び文部科学省
- 経済産業省単管の案件については、**2022年4月より完全電子化へ移行予定。**

デジタル・ガバメント実行計画（抜粋）

23. 中小企業等経営強化法に基づく申請の利便性向上（◎経済産業省）

中小企業等経営強化法に基づく申請手続については、**2020年度（令和2年度）からオンラインによる申請を可能とした。** 今後も、事業者・行政双方の生産性を向上させるとともに、申請情報を利活用可能なデータとして蓄積し、行政サービスの見える化や政策の効果検証・立案へと繋げるため、以下の取組を行う。

・経営力向上計画申請プラットフォーム

経営力向上計画の申請手続については、現状、経営力向上計画申請プラットフォームを整備し、オンラインによる申請が可能となっているが、一部の省庁のみの対応となっている。今後は、押印の不要化やエラーチェックなどの申請サポート機能による中小企業者等の申請作業負担の軽減、エラーの軽減による経済産業局等の審査の効率化・迅速化、及び審査状況の見える化といったオンライン申請のメリットを一層広く行き渡らせ、中小企業者等や同プラットフォームに対応していない省庁へのオンライン申請の普及促進を図る。また、蓄積した申請情報を活用して、政策の効果検証等を行い、今後の政策立案に繋げる。

KPI：オンラインによる経済産業省単管申請の割合（2022年度（令和4年度）：100%）

ただし、所管省庁の調整が必要な申請は除く。

【参考】経営力向上計画の申請手続き方法

電子申請：プラットフォームにて申請する場合（電子化対応省庁）

- 事業者は経営力向上計画申請プラットフォームを利用して申請書を作成し、電子申請（郵送不要）
- ※ 提出先省庁の補正指示等はプラットフォームで対応（管理者用のアカウント及びURLを別途配布）



紙申請①：プラットフォームにて申請書を作成し紙で申請する場合（全省庁）

- 事業者は経営力向上計画申請プラットフォームを利用して申請書を作成し、PDF出力したものを郵送等で提出
- ※ 提出先省庁の補正指示等は、プラットフォームではなく電話等で対応



紙申請②：プラットフォームを利用しない場合（全省庁）

- 事業者はWord他の申請書様式を各省庁HPからダウンロードし、申請書を作成して郵送等で提出
- ※ 提出先省庁の補正指示等は、プラットフォームではなく電話等で対応



関西広域連合からの提案に対する考え方

1. 附帯決議との関係

(1) 関係省庁との連携

- 事業分野別指針については、関係省庁との緊密な連携のもとで作成すべきとの指摘。同一事業分野で指針の策定主体が関係省庁と関西広域連合で分けられると、緊密な連携を図りにくくなる。

(2) 最新かつ最良の情報を盛り込んだ指針の策定

- 事業環境変化に応じて最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供すべきとの指摘。関西エリアのみ関西広域連合で指針を策定・運用する場合、全国レベルで事業環境や政策状況の変化に基づいた最新・最良のものにできなくなる可能性がある。また、最新かつ最良の指針を策定するためには、全国レベルで中小企業者の取組に関する一次情報を把握しておく観点から、認定事務自身についても国で行う必要がある。

2. 行政事務量

(1) 指針策定事務

- 事業分野別指針の策定は、業界団体等と協議を行いながら策定する必要があり、また法改正等のたびに、それに応じた改訂を順次行う必要がある。関西エリアのみ指針策定主体が異なる場合、業界団体との協議・関係省庁間の協議の円滑さが損なわれる可能性。

(2) 計画認定事務

- 計画認定は、関西広域連合構成府県に限ってみても月440件以上のペースでの認定事務が必要。国で行う場合は事業所管省庁がそれぞれの指針に基づいて行っており、効率的な分担を実現。

(3) 電子申請

- 各省庁分、順次電子申請化を進めており、経産省所管事業分野は2022年度から完全電子化の予定。システムの運用や、申請希望者からの電子申請の相談対応も必要となる。

農業委員会における認定農業者の任命について

令和3年8月6日

農林水産省

1. 農業委員会の概要

- 農業委員会は、**農業委員会等に関する法律**（昭和26年法律第88号）**に基づき各市町村に設置**されている行政委員会
- 令和3年7月末現在、農業委員会数は1,702（農業委員数：23,201人、農地利用最適化推進委員：17,698人）
- 農業委員会は、**農地の権利移動の許可等の法令業務**や担い手への農地の利用集積等の最適化業務を実施しているが、**農業委員**は主として前者の業務を担当

農業委員会の設置

- **農業委員会等に関する法律**（昭和26年法律第88号）

（設置）

第三条 **市町村に農業委員会を置く**。ただし、その区域内に

農地のない市町村には、**農業委員会を置かない**。

2～4 （略）

5 その**区域内の農地面積**…(略)…**が著しく小さい市町村**で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に**農業委員会を置かない**ことができる。

6 （略）

- **農業委員会等に関する法律施行令**（昭和26年政令第78号）

（農業委員会を置かない市町村）

第四条 法第三条第五項の政令で定める市町村は、その**区域内**

の農地面積が北海道にあつては**八百ヘクタール**、**都府県**にあ

つては**二百ヘクタールを超えない市町村**とする。

農地の権利移動（農地法第3条）の許可基準

- ① 農地のすべてを効率的に利用すること
- ② 法人の場合は農地所有適格法人であること
- ③ 信託の引受けによるものでないこと
- ④ 必要な農作業に常時従事すること
- ⑤ 一定の面積を経営すること
- ⑥ 転貸を行うものでないこと
- ⑦ 周辺の農地利用に支障がないこと

2. 法改正前の農業委員への意見

- 農業委員は、平成28年の改正農業委員会法以前は、原則として、**公選制**により、**一定規模以上の農業者**又はその**同居の親族・配偶者の中から選出**。しかし、実際に**選挙が行われていたのは約1割のみ**
- 平成24年に農林水産省が実施した**アンケート調査**によれば、
 - ① **農業委員会事務局**の約30%が、活動が低調な原因として「**農業委員が名誉職になっている**」「**兼業農家が多い**」
 - ② **農業者**の約25%が、活動に不満がある理由として「**農地集積について兼業農家の意見を優先**」と回答
- こうした中で、**規制改革実施計画**（平成26年6月24日）では、農業委員会制度について、「**選挙制度を廃止、選任委員に一元化する**。**農業委員の過半は認定農業者の中から選任する**」等を閣議決定

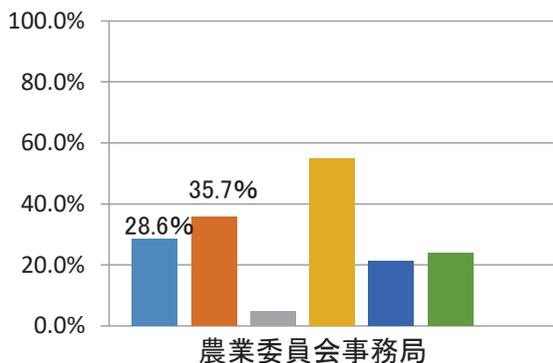
公選制の内容

- **一定規模（都府県10a、北海道30a）以上の農地で耕作の業務を行う者**又はその**同居の親族若しくは配偶者の中から選出**

〔※ 公選制により選任された委員の**4割超**は**兼業農家**〕

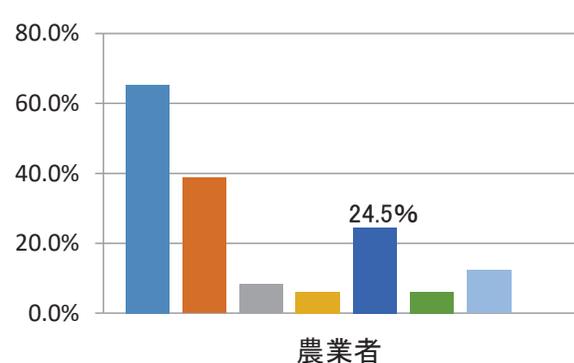
農業委員への意見

活動が低調な原因（複数回答）



- 農業委員は名誉職になっているから
- 農業委員には兼業農家が多いから
- 農業委員は関係者ばかりになっているから
- 農業委員会事務局の人手が不足しているから
- 農業委員会の活動に必要な予算が不足

活動に不満がある理由（複数回答）



- 農地集積などの農家への働きかけが形式的
- 監視活動は行っているが、遊休農地や違反転用の是正措置を講じない
- 農地の権利移動の許可業務が公正・公平でない
- 農地転用関係業務が公正・公平でない
- 農地集積について兼業農家の意見を優先し担い手農家の声を聞かない
- 農地集積について担い手農家の意見を優先し兼業農家の声を聞かない
- その他

規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）（抄）

4 農業分野（2）個別措置事項 ②農業委員会等の見直し

事項名	規制改革の内容
選挙・選任方法の見直し	農業委員会の使命を的確に果たすことのできる適切な人物が透明なプロセスを経て確実に委員に就任するようにするため、 選挙制度を廃止 …(略)…、市町村議会の同意を要件とする 市町村長の選任委員に一元化 する…(略)…これに伴い、市町村長は、 農業委員の過半は認定農業者の中から選任 …(略)…する。

3. 農業委員の選出方法・構成員の要件の見直し

- これを受け、平成28年の改正農業委員会法において、
 - ① 農業委員の**選出方法**を公選制から**市町村長の任命制**に変更するとともに、
 - ② **委員の過半**は、原則として**認定農業者**(=効率的かつ安定的な農業経営の目標に向けて、**農業経営の改善を計画的に進めようとする者**)から**選出**する
- 等の見直しを実施

H28改正後の条文

○ 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

20 第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、**市町村長が、議会の同意を得て、任命**する。

2～4 （略）

5 **市町村長**は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、**次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない**。（以下略）

- 一 **認定農業者である個人**
- 二 **認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人**

6・7 （略）

H28改正後の農業委員の選出方法

○ **市町村議会の同意**を要件とする**市町村長の任命制**

市町村長が推薦・公募を実施（おおむね1か月）

市町村長が推薦・公募の情報を整理し、公表

市町村長が推薦・公募の結果を尊重して、選任議案を作成

市町村議会が同意

市町村長が任命

H28改正後の農業委員の構成員の要件

○ **委員の過半**は、原則として**認定農業者**から**選出**

（参考）認定農業者とは

「**効率的かつ安定的な農業経営**」の目標に向けて、**農業経営の改善を計画的に進めようとする者**として市町村等から認定を受けた者

4. 認定農業者過半要件の制度の概要

○ 農業委員については、原則として認定農業者が過半を占めるとしているものの、**農業委員会の区域内の認定農業者が少ない場合**には、認定農業者のOBや認定農業者の農業経営に参画する親族を認定農業者に準ずる者として加えることができる等、**省令において弾力的な措置を講じている**ところ

認定農業者過半要件

○ 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（委員の任命）

第八条（略）

2～4（略）

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、**その区域内における認定農業者…(略)…が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。**

一・二（略）

6・7（略）

認定農業者に準ずる者

- ・基本構想水準到達者
- ・人・農地プラン等に位置付けられた農業者
- ・指導農業士
- ・集落営農組織の役員
- ・認定新規就農者
- ・認定農業者OB
- ・認定農業者の農業経営に参画する親族

【原則】

○ 認定農業者が委員の過半数（法第8条第5項）

・ 認定農業者が少ない（農業委員会の区域内の認定農業者数が委員定数の8倍以下）

【例外】

○ 認定農業者に準ずる者も含めて過半数（省令第2条第1号）

・ 委員の任命をすることが著しく困難

○ 認定農業者に準ずる者も含めて1/4以上（省令第2条第2号）

・ 委員の任命をすることが著しく困難

○ 農林水産大臣の承認を得た場合、委員要件は課されない（省令第2条第3号）

省令

21